

胎内市指定給水装置工事事業者等の処分等に関する規程

令和4年10月1日

水道事業管理規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、胎内市行政手続条例（平成17年条例第9号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、胎内市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）及び給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）に対して、胎内市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成17年水道事業管理規程第5号。以下「規程」という。）第8条、第9条及び第12条の2の規定による処分及び行政指導（以下「処分等」という。）を行う場合の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(処分等の種類及び基準)

第2条 水道事業、第一簡易水道事業、第二簡易水道事業又は工業用水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、指定工事事業者及び主任技術者（以下「指定工事事業者等」という。）が、規程第8条、第9条及び第12条第2項の行為等（以下「違反行為」という。）に該当すると認めるときは、別表第1に定める基準及び別表第2の査定基準に基づき処分等を行うものとする。

2 前項の処分等は、処分等を受けた日を起算日として2年が経過しなければ消滅しない。ただし、指定の効力の停止の処分を受けた場合において、当該処分の基礎となった行政指導は、当該処分を受けた日に消滅する。

(処分の手続)

第3条 管理者は、指定工事事業者等に行政指導の文書警告に相当する違反行為があったと認めるときは、行政指導通知書（様式第1号）により、その旨を当該指定工事事業者等に通知するものとする。

2 管理者は、指定工事事業者等に処分に相当する違反行為があったと認めるときは、違反行為通知書（様式第2号）により、その旨を当該指定工事事業者等に通知するものとする。

3 前項の場合においては、条例第13条第1項に基づき意見陳述のための手続を執るものとする。

4 管理者は、指定工事事業者等を処分したときは、処分決定通知書（様式第3号）により、速やかに当該指定工事事業者等に通知するものとする。

（処分の公示）

第4条 管理者は、処分を行ったときは、規程第10条第3号又は第4号の規定に基づき、これを公示するものとする。

（処分後の工事の施工）

第5条 処分を受けた指定工事事業者等は、当該処分の期間中において、規程第2条第6号に定める全ての給水装置工事を施工することができない。ただし、管理者が必要と認めたときは、施工中のものに限り、工事完了まで施工することができる。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

1 指定工事事業者の違反行為に対する処分等の基準

違反行為の種別	処分等の内容	根拠条文等
1 規程に違反する行為があったとき。		
(1) 不正の手段により指定工事事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し	規程第 8 条第 1 号
(2) 事業所ごとに主任技術者をおかないとき。	指定の取消し	規程第 5 条第 1 号 規程第 8 条第 2 号
(3) 規程第 5 条第 2 号に定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し	規程第 5 条第 2 号 規程第 8 条第 2 号
(4) 個人又は法人の代表者及び役員が精神の機能障害により給水装置工事の事業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	指定の取消し	規程第 5 条第 3 号ア 規程第 8 条第 2 号
(5) 個人又は法人の代表者及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定の取消し	規程第 5 条第 3 号イ 規程第 8 条第 2 号
(6) 個人又は法人の代表者及び役員が水道法(昭和 32 年法律第 177 号)に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し	規程第 5 条第 3 号ウ 規程第 8 条第 2 号
(7) 指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し	規程第 5 条第 3 号エ 規程第 8 条第 2 号
(8) 業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。	文書警告	規程第 5 条第 3 号オ 規程第 8 条第 2 号
(9) 役員等が暴力団とかかわっていると認められたとき。	指定の取消し	規程第 5 条第 3 号キから サまで 規程第 8 条第 2 号
(10) 規程第 7 条第 1 項各号に定める事項の変更の手続をしないとき、又はこれらについて虚偽の届出をしたとき。	文書警告	規程第 7 条 規程第 8 条第 3 号
(11) 規程第 7 条第 3 項に定める事業の廃止、休止若しくは再開の届出をしないとき、又はこれらについて虚偽の届出をしたとき。	文書警告	規程第 8 条第 3 号 規程第 7 条

(12) 主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	文書警告	規程第8条第4項 規程第12条
(13) 主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	口頭注意	規程第8条第4号 規程第12条第4号
(14) 給水装置工事ごとに主任技術者を指名しなかったとき。	口頭注意	規程第8条第5号 規程第13条第1号
(15) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、又はその技能を有する者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	文書警告	規程第8条第5号 規程第13条第2号
(16) 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	指定の停止又は文書警告	規程第8条第5号 規程第13条第3号
(17) 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定の停止又は文書警告	規程第8条第5号 規程第13条第5号ア
(18) 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の停止又は文書警告	規程第8条第5号 規程第13条第5号イ
(19) 指名した主任技術者に施工した給水装置工事ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	文書警告	規程第8条第5号 規程第13条第6号
(20) 給水装置の検査に際する主任技術者の立会いの求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。	文書警告	規程第8条第6号 規程第16条
(21) 給水装置に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。	文書警告	規程第8条第7号 規程第17条
(22) 施工する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	文書警告	規程第8条第8号

2 指定工事事業者として、その信用を著しく失墜する行為があったと認められるとき。		
(1) 市内における工事で安全管理の措置が不適切であり、公衆又は工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。	指定の停止	
3 業務に関し、不誠実な行為があったと認められるとき。		
(1) 市民に対し、誤解や迷惑を与えるような言動があったとき。	口頭注意	
(2) 各種申請書及び添付書類を作成する際に、虚偽の内容を記載したとき。	口頭注意	
4 その他		
(1) 上記1から3のほか、管理者が不適当な行為であると認めるとき。	指定取消し 指定停止 文書警告 口頭注意	

2 主任技術者の違反行為に対する処分等の基準

違反行為の種別	処分等の内容	根拠条文等
1 規程に違反する行為があったとき。		
(1) 給水装置工事に関する技術上の管理を怠ったとき。	口頭注意	規程第11条第1項第1号
(2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督を怠ったとき。	口頭注意	規程第11条第1項第2号
(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認を怠ったとき。	口頭注意	規程第11条第1項第3号
(4) 管理者に対し、配水管から分岐して給水管を設ける工事を施工する場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整を怠ったとき。	口頭注意	規程第11条第1項第4号ア
(5) 管理者に対し、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整を怠ったとき。	口頭注意	規程第11条第1項第4号イ
(6) 管理者に対し、給水装置工事を完了した旨の連絡を怠ったとき。	口頭注意	規程第11条第1項第4号ウ

	(7) 同時に2以上の事業所の主任技術者となり、その職務に支障があるとき。	口頭注意	規程第12条第4号
2	主任技術者として、その信用を著しく失墜する行為があったと認められたとき。		
	(1) 主任技術者が法令等に違反し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	業務の禁止	
3	業務に関し不誠実な行為があったと認められたとき。		
	(1) 市民に対し、誤解や迷惑を与えるような言動があったとき。	口頭注意	
	(2) 各種申請書及び添付書類を作成する際に、虚偽の内容を記載したとき。	口頭注意	規程第8条第7号
4	その他		
	(1) 上記1から3のほか、管理者が不適当な行為であると認めたとき。	業務の禁止、 業務の停止、 文書警告又は 口頭注意	

別表第 2（第 2 条関係）

指定工事事業者等の違反行為に対する処分等の査定基準

処分等の内容	違反行為の適用区分	備考
1 指定の取消し （業務の禁止）	<p>別表第 1 の違反行為に対する基準による「指定の取消し（業務の禁止）」に該当する事項及び次の各号に掲げる事項</p> <p>(1) 6 か月の指定（業務）の停止後「違反行為」があったとき。</p> <p>(2) 指定（業務）の停止処分中に違反行為があったとき。</p> <p>(3) 指定（業務）の停止処分中に工事を施工したとき。</p>	
2 指定の停止 （業務の停止）	<p>別表第 1 の違反行為に対する基準による「指定の停止（業務の停止）」に該当する事項及び次の各号に掲げる事項</p>	
	<p>(1) 「文書警告」を受け、引き続き「文書警告」に相当する違反があった時。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 か月の指定（業務）の停止 	1 か月の指定停止後の口頭注意及び文書警告は、消滅する。
	<p>(2) 1 か月の指定（業務）の停止後、「文書警告」に相当する違反があったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 か月の指定（業務）の停止 	3 か月の指定停止後の口頭注意及び文書警告は、消滅する。
3 文書警告	<p>別表第 1 の違反行為に対する基準による「文書警告」に該当する事項及び「口頭注意」が 3 回に達したとき。</p>	文書警告後の口頭注意の累積は、消滅する。
4 口頭注意	<p>別表第 1 の違反行為に対する基準による「口頭注意」に該当する事項</p>	